○防衛省告示第九十三号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十四条の規定により、築城飛行場についての告示（令和五年防衛省告示第二十八号）の変更について次のように告示する。

令和八年三月三十一日

防衛大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める

改正後	改正前
一～三　［略］	一～三　［同上］
四　設備の概要及び利用上の特記事項	四　設備の概要及び利用上の特記事項
㈠・㈡　［略］	㈠・㈡　［同上］
㈢　エプロン	㈢　エプロン
面積　約一九万三千平方メートル	面積　約十三万平方メートル
舗装の種類　コンクリート舗装	舗装の種類　コンクリート舗装
㈣・㈤　［略］	㈣・㈤　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○防衛省告示第九十四号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十四条の規定により、築城飛行場についての告示（令和五年防衛省告示第二十九号）の変更について次のように告示する。

令和八年三月三十一日

防衛大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める

改正後	改正前
一～三　［略］	一～三　［同上］
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項	四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

灯火	灯質	光度	配置その他
［略］			
誘導路灯	［略］	［略］	［略］
			誘導路の出入口
			各分散パッドの両側、下方及び出入口
［略］			

五・六　［略］

灯火	灯質	光度	配置その他
［同上］			
誘導路灯	［同上］	［同上］	［同上］
			誘導路の出入口
［同上］			

五・六　［同上］